

## 伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業所から排出される温室効果ガスの削減と、物価高騰の影響を受けている市内事業者の支援を目的に、省エネ型の設備導入を行う中小企業等に対し、予算の範囲内において伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 次のアからキまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 学校法人

ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

キ アからカまでに掲げる者に準ずるものとして市長が適当と認める者

(2) 事業所 工場、事務所その他の事業場のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象とする者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有する中小企業等であること。ただし、個人事業者の場合は、青色申告を行っている者に限る。

(2) 市内に本社を有する法人であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内の事業所の既存設備更新により、既存の設備と比較してエネルギー起源二酸化炭素排出量を5パーセント以上削減する設備を導入する事業

(2) ガスコージェネレーションシステム又はエネルギーマネジメントシステムを新規導入し、既存設備のエネルギー起源二酸化炭素排出量を5パーセント以上削減する事業

(3) 神奈川県令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受ける事業

2 前項の規定にかかわらず、国が実施する国費が充当されている補助金の交付を受けた事業又は受けようとする事業については、補助対象事業としないものとする。

（補助対象設備）

第5条 補助の対象とする設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表で掲げる設備であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内の事業所に設置するもので、既存の機器を補助対象設備に更新すること。ただし、ガスコージェネレーションシステム及びエネルギーマネジメントシステムにあつては、新たに導入する場合も含むものとする。

(2) 更新前後で使用用途が同じであること。

(3) 専ら住居を目的とする事業所における機器更新ではないこと。

(4) 令和7年4月1日以降に導入された設備であること。

(5) 補助対象設備が未使用品であること。

(6) 補助対象設備の所有権を有すること。ただし、共有の場合を除く。

（補助対象経費）

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業のうち、補助対象設備の購入及び設置工事に係る費用（設計に係る費用も含む。）とする。ただし、次に掲げるものは含まないものとする。

(1) 消費税及び地方消費税額

(2) 既存機器の処分に係る費用

(3) その他補助対象機器の設置工事に直接関わらない経費

（補助金の額等）

第7条 補助金の上限額は、500,000円とする。ただし、補助対象経費が500,000円未満の場合は補助対象経費を補助金の額とし、

1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の申請は、1事業者につき1回限りとする。

3 第1項の規定にかかわらず、この要綱によらない他の補助金を利用する場合の補助金の額は、他の補助金の額と合算して補助対象経費を超えない額とする。

（交付の申請）

第8条 補助対象事業の完了後に補助金の交付の申請をする者は、令和8年1月30日までに、伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（報告）書（第3号様式）
  - (2) 収支予算（決算）書（第4号様式）
  - (3) 第4条第1項第2号の事業の場合は、県補助金に係る交付決定通知書の写し
  - (4) 申請者が法人の場合は、法人登記事項証明書の写し
  - (5) 申請者が個人事業者の場合は、個人事業の開業届又は直近の確定申告書の写し
  - (6) 更新前の設備の仕様が分かる書類
  - (7) 導入する補助対象設備の仕様が分かる書類
  - (8) 補助対象経費の支払を証する書類
  - (9) 補助対象設備の設置完了が確認できる写真
  - (10) 更新前の設備の廃棄等が確認できる書類
  - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象事業の完了前に補助金の交付の申請をする者は、令和8年1月30日までに、伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画（報告）書
  - (2) 収支予算（決算）書
  - (3) 第4条第1項第2号の事業の場合は、県補助金に係る交付決定通知書の写し
  - (4) 申請者が法人の場合は、法人登記事項証明書の写し
  - (5) 申請者が個人事業者の場合は、個人事業の開業届又は直近の確定申告書の写し
  - (6) 更新前の設備の仕様が分かる書類
  - (7) 補助対象経費の内訳が記載されている見積書等の写し
  - (8) 導入する補助対象設備の仕様が分かる書類
  - (9) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（変更等の承認）

第10条 前条の規定による交付の決定を受けた者が補助金の交付申請額を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合にお

いて、変更等の内容が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金変更（中止・廃止）承認通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 実績報告は、第8条第1項の規定により、補助事業の完了後に交付の申請をした場合については、伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付申請書兼実績報告書の提出により行ったものとする。ただし、第8条第2項の規定により、補助事業の完了前に交付の申請をした場合については、令和8年2月20日までに、伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（報告）書
- (2) 収支予算（決算）書
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類
- (4) 補助対象設備の設置完了が確認できる写真
- (5) 更新前の設備の廃棄等が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告が行われ、規則第15条の規定により補助金の額の確定を行った結果、第9条の交付決定の額（第10条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。ただし、当該確定額は、第9条又は第10条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付請求書（第10号様式）に伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付（不交付）決定通知書又は伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金変更（中止・廃止）通知書若しくは伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金確定通知書の写しを添えて、令和8年2月27日までに市長へ提出しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助金を対象以外の用途に使用したとき。

2 申請者は、第12条の規定により補助金の額の確定が行われた場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、市長の定める期限までに確定額を超える部分の補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 規則第20条ただし書により市長が定める期間は、交付申請年度の翌年度から起算して10年とする。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間が10年未満のものにあつては、その期間とする。

(使用状況の報告)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象設備の使用状況の報告を求めることができる。

附 則

この告示は、令和7年9月29日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象設備
LED照明（消防法施行令（昭和36年政令第37号）に基づく誘導灯を含む。ただし、LED照明設備からLED照明設備への交換は除く。）
空気調和設備
ボイラー
給湯設備
コンプレッサー
変圧器
ガスコージェネレーションシステム
エネルギーマネジメントシステム
省エネルギー診断により提案のあった設備